

次の世代を担う子供たちが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、国、地域公共団体、企業、国民が一体となって対策を進めていかねばなりません。

八日市商工会議所は 次世代育成支援対策推進法に基づき 一般事業主行動計画を策定いたしました

策定日 平成29年4月20日

計画期間 平成29年5月1日～平成34年4月30日

一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする

1、計画期間

2、次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

3、実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

(次世代育成支援対策推進法 第二章 行動計画 第三節 一般事業主行動計画 第20条の2より)

「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう

次世代育成支援対策推進法に基づく

八日市商工会議所 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 29 年 5 月 1 日～平成 34 年 4 月 30 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成 29 年 5 月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成 29 年 7 月～ 制度に関するパンフレットを作成し職員に配布

目標 2：平成 34 年 4 月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間 75%以上とする。

<対策>

- 平成 29 年 5 月～ 年次有給休暇の取得実態把握
- 平成 29 年 7 月～ 部門ごとの年休取得日数のフィードバック、数値目標の設定
- 平成 30 年 4 月以降 上記対策の年度ごとの反復と見直し